

国際物流の動向を踏まえた 保税制度のあり方について (参考資料)

財務省関税局

2024年 6月14日

1. 近年の保税制度の動向
2. 保税制度に関するニーズ
3. 諸外国の保税制度について
4. 貿易の円滑化に向けた税関保税部門のスローガン

近年の保税制度の動向

税関に関する主な出来事

1991年度

輸入手続きに係る予備審査制の導入

1996年度

到着即時輸入申告制度の導入

2000年度

大型X線検査装置の導入

2003年度

シングルウインドウ（輸出入・港湾関連手続）供用開始

2009年度

Sea-NACCSとAir-NACCSが統合

2013年度

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化

2017年度

輸出入申告官署の自由化

2020年度

「スマート税関構想2020」公表

2022年度

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」公表

1997年度

○全ての保税地域における自主管理制度の導入（管理制度への完全移行）

※管理制度への完全移行に関する背景

昭和47年に導入された、税関長が指定した保税地域に対する管理制度が定着し（平成9年度改正時点において、9割以上が管理制度を適用）、倉主等による貨物管理が徹底されてきたことなどの状況を踏まえ、税関手続きにおける規制緩和を推進し、保税地域の利用者等の事務負担の軽減を図る観点等から、

- ・保税地域における搬出入に係る届出制の廃止
- ・記帳義務の新設
- ・輸入許可済貨物を貨物管理対象から除外

する等の手続きの簡素化を実施した。

これにより、現在の保税制度の根幹である、税関と倉主等とのパートナーシップに基づく貨物管理の仕組みが確立された。

2007年度

○特定保税承認制度（AEO倉庫業者）の導入

2008年度

○特定保税運送制度（AEO運送者）の導入

2009年度

○保税地域の許可要件の見直し ※許可をしないことができる要件として、暴力団員であること等を追加

2011年度

○輸出通関における保税搬入原則の見直し

2015年度

○市中保税売店の展開

2017年度

○到着時免税店制度の導入

2020年度

○国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアへの対応

2024年度

○「国際物流の動向を踏まえた管理制度のあり方について」をとりまとめ・公表

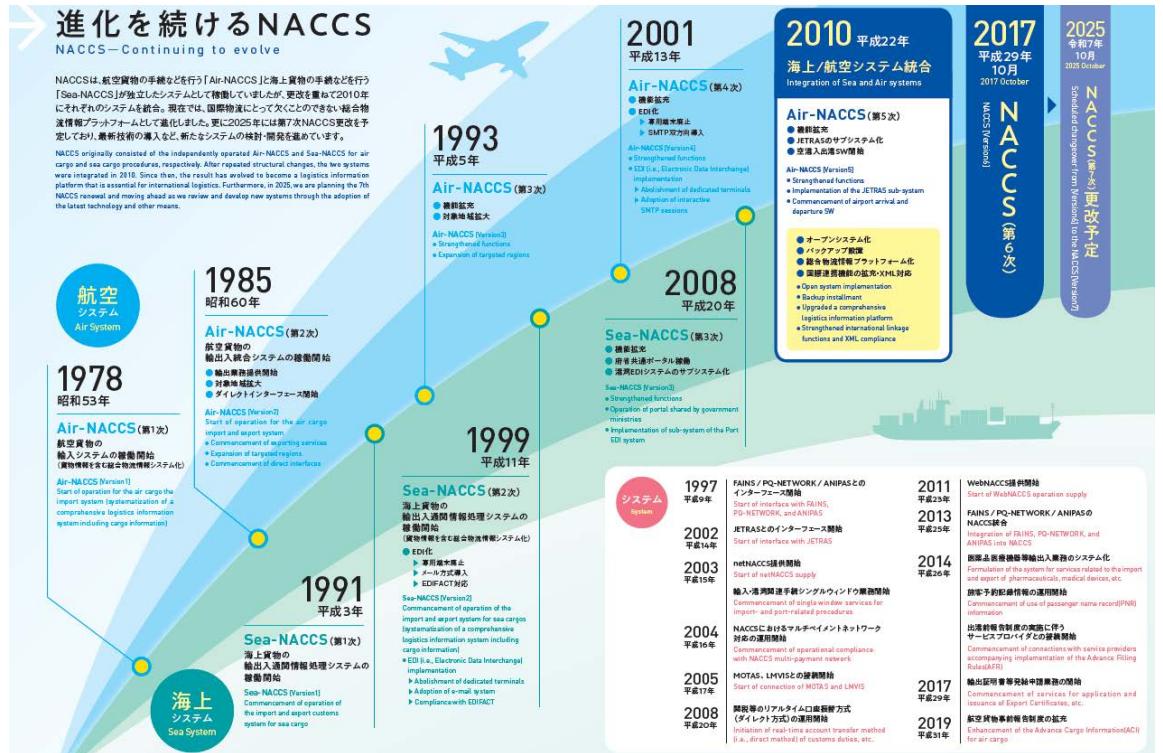
※保税売店制度について

空港の出国エリア等にある保税売店（保税蔵置場）において、外国から到着した輸入手続き未済の外国貨物（保税物品）を出国者等に対し販売する制度。2024年4月1日時点における箇所数（のべ）は以下の通り。

- ・出国時保税売店：43箇所
- ・市中保税売店：3箇所
- ・到着時免税店：6箇所

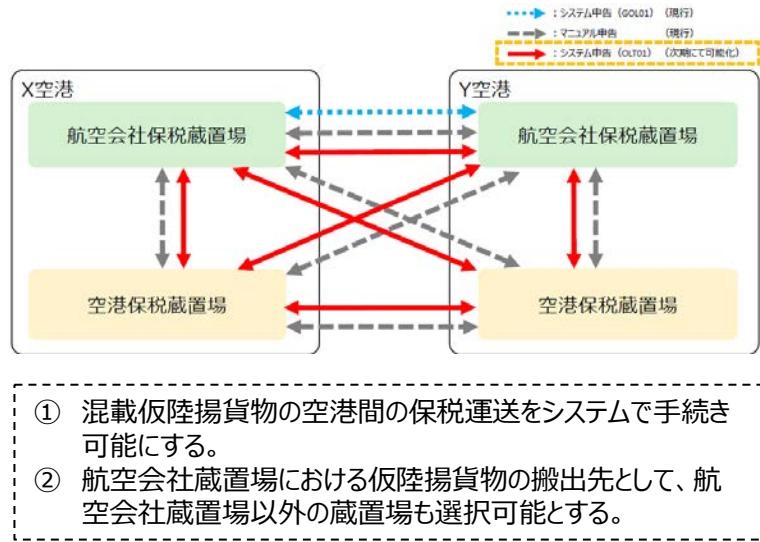
保税地域におけるNACCS利用の進展

■ NACCSの更改



(参考) 第7次NACCSにおける検討事項例

○航空貨物における仮陸揚関連業務の改善



(出典) 輸出入・港湾関連情報処理センター（株）HP

■ 保税地域におけるNACCS利用数

年 (4/1時点)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
NACCS参加保税地域数 (箇所)	4,270	4,292	4,259	4,304	4,373	4,390	4,407	4,395	4,412	4,461	4,482
NACCS参加率	74.0%	75.0%	75.4%	76.4%	78.1%	79.0%	80.1%	80.7%	81.8%	82.6%	83.2%
NACCS保税台帳利用数 (箇所)	3,112	3,096	3,158	3,230	3,307	3,440	3,415	3,445	3,441	3,486	3,559

我が国の認定事業者（AEO：Authorized Economic Operator）制度

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて
国際物流におけるセキュリティ対策の強化

背景

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進

国際標準に則ったAEO制度を導入（平成18年3月）

- ・財務省・税関と民間事業者とのパートナーシップの構築
- ・国際物流の一層の円滑化とセキュリティ確保との両立
- ⇒ 我が国の国際競争力を強化（その後、対象事業者、メリットを順次拡大）

AEO制度とは

1. AEO制度に参加する事業者は、自社が関与する物流において
 - ① 税関手続等に関する法令を遵守すること（コンプライアンス遵守）
 - ② 取扱貨物の安全を確保していること（セキュリティ管理）を税関と共にあらかじめ確認（※1）
2. 税関は、AEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供（※2）

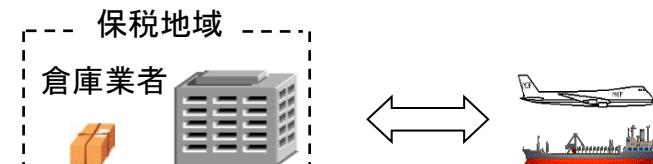
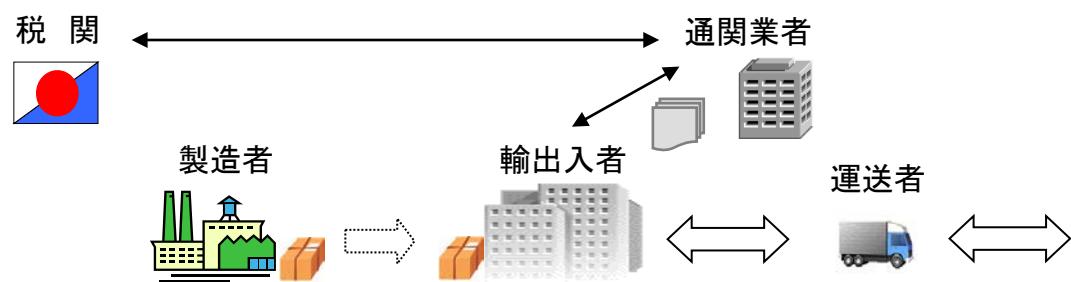
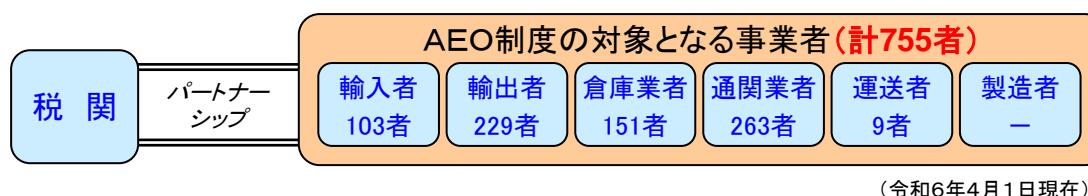
※1 AEO制度が求める具体的要件

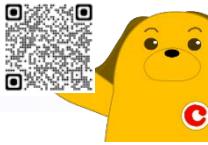
- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練の体制

AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差込み」が
されない体制整備が必要

※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続：貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続：貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続：運送ごとの保税運送承認が不要
- 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要（税関への届出のみ）
- 税関に届け出た倉庫等の保税地域許可手数料が免除
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関官署にも輸出入申告を行うことが可能。





- 保税地域においては、関税等の徴収を留保したまま外国貨物の保管、加工、展示等が可能である。
- こうした保税地域の特性を様々な分野において活用することで、経済活性化への寄与が期待されることから、事業者等への制度周知による保税制度のニーズの掘り起こしや、ニーズを踏まえた対応等に取り組んでいる。

制度周知やニーズ把握等の取組

✓ 業界団体等への制度紹介

業界団体等に向けた制度の紹介やニーズ把握のヒアリングを実施。

✓ 「保税蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン」の作成

初めて保税地域の許可を受けようとする事業者向けに、手続きの流れ等をまとめたガイドラインを作成し、税関HPで公表。（R5.6）

✓ 保税制度に関するアンケート調査の実施

制度・運用面の課題やニーズ等を把握するため、事業者へのアンケート調査を実施。（R5.8）

✓ 「保税アドバイザー」の設置

保税制度についての相談員（保税アドバイザー）を設置。（R5.3）



保税アドバイザーによる
食品関係団体へのセミナーの模様
(R5.8)



保税蔵置場の新規許可申請に
関するガイドライン



保税展示場における
アートフェアの模様
(R5.7「Tokyo Gendai」)

保税制度の新たな活用例

✓ 保税地域におけるアートフェア等の開催

保税地域においてアートフェアやオークション等を開催する際の要件を明確化したことにより、制度の活用が図られ、文化の振興等に寄与。

✓ 保税地域へのSAF※の搬入

保税地域へのSAFの搬入についての運用を整理したことにより、航空燃料の貿易手続きの円滑化を図り、カーボンニュートラル等に寄与。

※ SAF : Sustainable Aviation Fuel (持続可能な航空燃料)

SAFの原料
(ニートSAF)

従来の航空燃料
(JET A-1)



従来の航空燃料とSAFを
同一のタンクで混合するた
めの取扱いを整理

保税地域へのSAFの搬入
(イメージ)

1. 近年の保税制度の動向
2. 保税制度に関するニーズ
3. 諸外国の保税制度について
4. 貿易の円滑化に向けた税関保税部門のスローガン

保税制度に関するニーズ

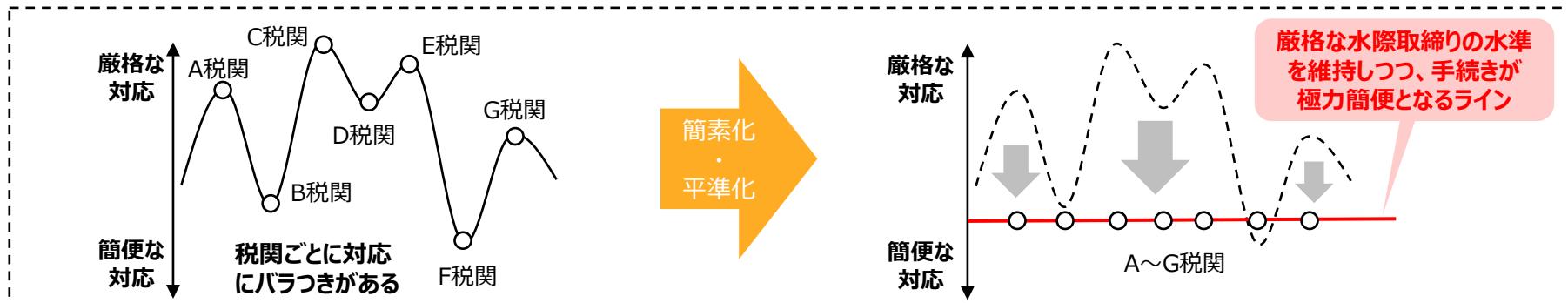
- 保税制度の運用面を中心に、関係省庁、業界団体、事業者等から様々な要望・ニーズがあがっているところであり、保税制度の利用者の視点に立つと、現行の制度・運用は改善の余地があると考えられる。

■関係省庁、業界団体、事業者等からの保税制度に関する主な要望・ニーズ

分類	概要
保税許可	<ul style="list-style-type: none">諸外国に比べ、許可申請手続きが煩雑であること等を踏まえ、保税地域の許可申請の基準を明確化すべき。
保税運送	<ul style="list-style-type: none">港湾・空港において積み替えられるトランシップ貨物の運送手続きを簡素化すべき。保税運送の申告項目（価格等）について省略化すべき。包括保税運送の利便性を向上すべき。
保税作業	<ul style="list-style-type: none">保税地域における加工・製造に係る手続きを円滑化すべき。
台帳記帳	<ul style="list-style-type: none">システムを活用した帳簿の保存方法をより簡素化すべき。
外貨手続	<ul style="list-style-type: none">蔵入承認や見本の一時持出許可について手続きを簡素化すべき。貨物の新たなニーズに対応し、既存施設での同時蔵置を柔軟に行うべき。
その他	<ul style="list-style-type: none">港湾の利用のあり方が変化していることを踏まえ、保税制度上必要な対応を行うべき。税関や担当者毎に、運用にばらつきがあり、平準化すべき。

※分類の「保税運送」には保税地域への搬出入や仮陸揚げ等を、「外貨手続」には蔵入や見本持出の手続きを含む。

（参考）ニーズを踏まえた各種手続きの簡素化・平準化イメージ

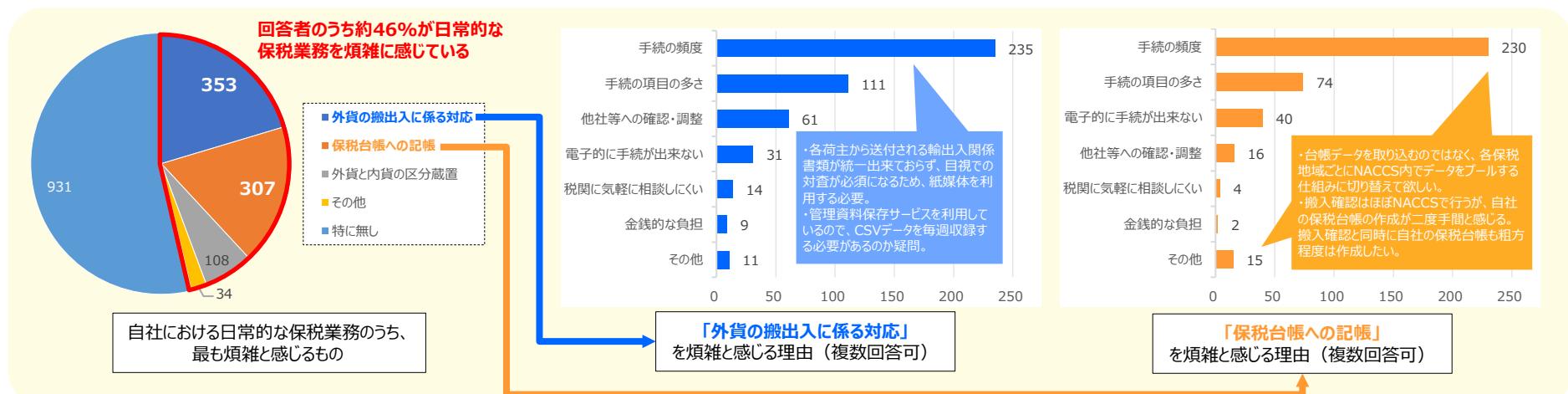
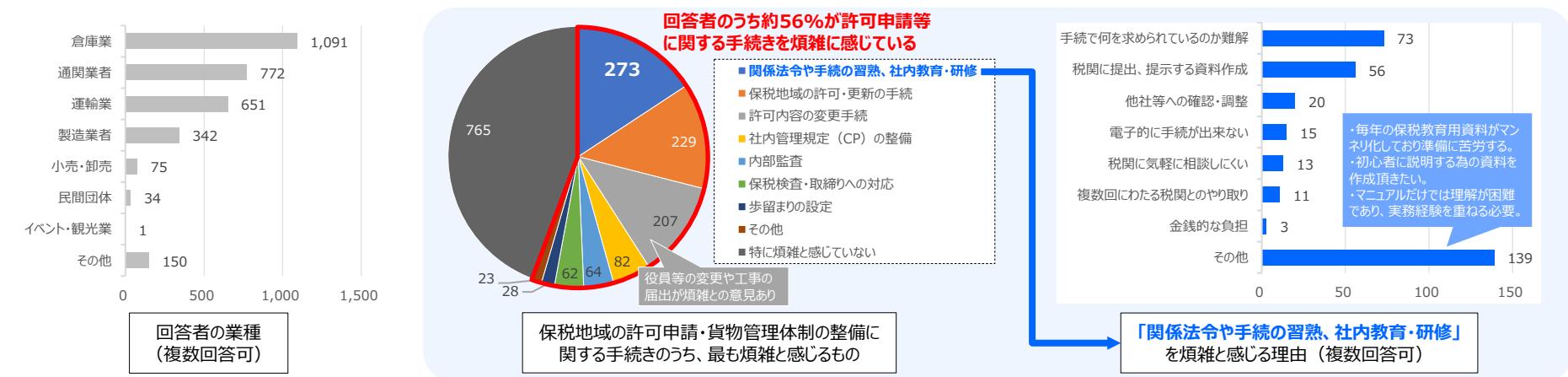


保税制度に関するアンケート調査結果①

アンケート調査の概要

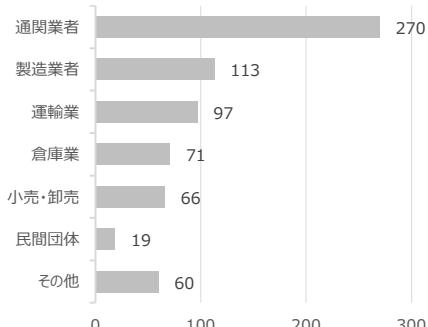
- 保税制度の活用促進や利便性向上を図る観点から、事業者の視点から見た制度・運用面の課題やニーズ等を把握するもの。
(実施期間、方法：令和5年8月24日～令和5年9月22日、日本関税協会のHPからオンラインで回答)
- 回答者数：2,266者（保税地域の許可等を受けている事業者：1,733者、許可等は受けていないが制度に関心がある事業者等：533者）

①保税地域の許可等を受けている事業者への主な質問と回答

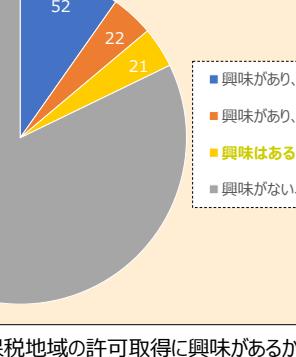
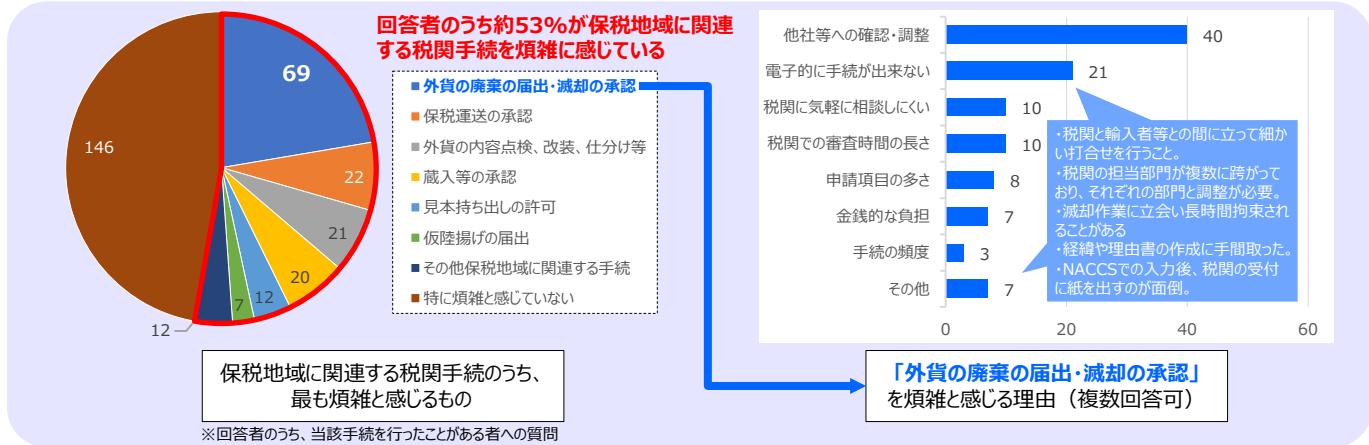


保税制度に関するアンケート調査結果②

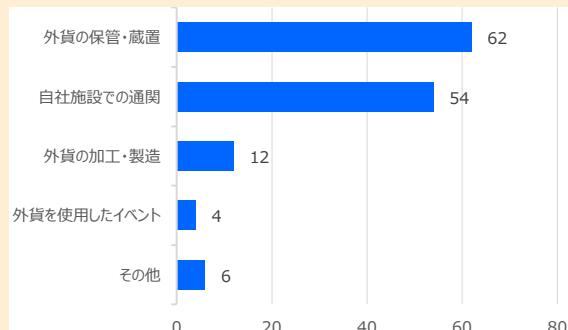
②許可等は受けていないが制度に関心がある事業者等への主な質問と回答



回答者の業種
(複数回答可)



■興味があり、今後検討したい
■興味があり、現在検討している
■興味はあるが、過去に断念した
■興味がない、必要を感じない



保税地域で行いたいこと、行なったかったこと
(複数回答可)



保税地域の許可取得を断念した理由
(複数回答可)

※回答者のうち、「興味はあるが、過去に断念した」と回答した者への質問

アンケート調査結果まとめ

- 保税地域の許可申請・貨物管理体制の整備に関する手続きについては、倉主が自主的に実施する社内教育・研修に関して、**研修資料の準備や内容のマンネリ化**への対応を求める声が多くあがっている。この他、**役員等の変更や工事の届出**が煩雑（都度提出が必要であり手間がかかるなど）との意見もあがっている。
- 日常的な保税業務や保税地域に関連する税関手続については、**保税台帳に必要な情報を都度取り込む必要**があり手続きの頻度が負担になっていることや、（システムによる手続きは可能であるものの）一部マニュアルでの対応が**必要**であることについての意見があがっており、利用者目線で必ずしも利便性が高いとは言えない運用となっていると考えられる。
- また、保税地域の許可取得に興味があるものの、**人員確保や職員教育等の各種許可要件**がネックとなり断念したとの意見もあがっている。

1. 近年の保税制度の動向について
2. 保税制度に関するニーズについて
3. 諸外国の保税制度について
4. 貿易の円滑化に向けた税関保税部門のスローガン

諸外国の保税制度について①

項目	概要
保税地域の許可	<p>【韓国】</p> <ul style="list-style-type: none">公表している「<u>ガイドライン</u>」の要件を満たしていれば許可を行う。国家資格である「<u>保税土</u>」の設置が必要。許可申請の提出書類として、申請書、保税区域の図面、保税区域の位置図、運営人の資格を証明する書類、必要な施設及び機器の具備を証明する書類等が必要。税関への相談～許可まで一般的に<u>数ヶ月</u>。 <p>【シンガポール】</p> <ul style="list-style-type: none">許可申請の際は、<u>会計検査院レポート</u>（日本の登記簿謄本に該当）、<u>監査済の財務諸表</u>、<u>レイアウトプラン</u>（申請予定の敷地、出入口、防犯カメラ、警報システム等のセキュリティ機能等）、<u>権利証書</u>または<u>賃貸借契約書</u>等が必要。申請者は、申請するスキームの要件に精通している必要があり、関税法等のライセンス条件を遵守することが求められる。また、<u>十分な在庫管理記録</u>や<u>倉庫保管手順</u>を有している必要があり、貨物の安全性、管理等への責任が生じる。新規申請の場合、関連書類を提出してから許可までに<u>最低3～4ヶ月</u>程度かかる。 <p>【EU】</p> <ul style="list-style-type: none">許可にあたっては、<u>設置場所</u>、<u>担保金</u>、<u>設置の必要性</u>、<u>会計システム</u>、<u>税関検査の受入体制</u>、<u>履行義務の遵守</u>、<u>施設のセキュリティ</u>等の要件を確認する。<u>申請者の社内規則</u>や<u>マニュアル</u>は求められないが、保管される貨物に関する活動計画の詳細が必要。申請は<u>電子申請</u>のみ。基本的には、税関への申請の受理に<u>30日</u>、受理から承認に<u>60日</u>。
保税地域における貨物の加工・製造	<p>【中国】</p> <ul style="list-style-type: none">総合保税区（中国国務院が承認する保税地域）等において、部材調達・生産情報を記載した「<u>加工手冊</u>」に基づき貨物管理が行われている。国内外の価格差等の要因を踏まえ、加工が禁止・制限される品目がある。 <p>【台湾】</p> <ul style="list-style-type: none">保税地域での加工等にあたり、税関当局への申請は不要。原料倉庫から生産ラインへ原料を搬入する場合は、原料搬入伝票を作成し、確認のため保管する。製造された貨物の数量等の税関当局への報告も不要。輸出前に、製品単位で使用する原材料のリストを作成し、税関に送付して審査を受ける。毎年行われる棚卸しの終了後、税関の監査用に決算書が作成される。

※上記は、各国の税関への聞き取りや公表情報等に基づく概要であり、実際には、貨物や事業者の実情に応じ、様々なケースがあるものと考えられる。

諸外国の保税制度について②

項目	概要
保税地域における 貨物の搬出入や 貨物管理	<p>【韓国】</p> <ul style="list-style-type: none">保税地域への搬出入の度に、<u>書式や電子システムに記録</u>を行う必要。<u>貨物毎の管理番号（電子的に紐付け）</u>を付すことにより、貨物管理を行う（貨物の搬出入や輸入時も、この管理番号に基づき、貨物がどこにあるか追うことが可能）。 <p>【中国】</p> <ul style="list-style-type: none">搬出入の都度、台帳（電子的なシステム入力を含む）に貨物の搬出入の記録を行っている。全ての貨物の搬出入は<u>EDI申告</u>により税関PCにてデータ照合されることから、<ul style="list-style-type: none">- 搬出申告（区外へ出区）と輸入通関申告、搬入申告（区外から入区）と輸出通関申告の貨物情報や価格情報が一致すること- 全搬出入申告の貨物情報が、品名・HS・単位重量で完全一致すること等の要件が必要。
外国貨物の運送	<p>【韓国】</p> <ul style="list-style-type: none">保税地域間等について、外国貨物の輸送をする場合は、<u>発送する際に税関への申請</u>を行う必要。検査対象に選別された貨物については電子シール等で施封する。 <p>【米国】</p> <ul style="list-style-type: none">保税状態の貨物を運送するには、保税運送の申請（申請内容は、HS番号や他法令の詳細、許可番号、貨物の量等）を行い、貨物の運送開始前にCBP（税関・国境取締局）から許可を得る必要がある。<u>申請は電子的に提出する</u>必要があり、<u>CBPによる許可も電子的に発出される</u>。

1. 近年の保税制度の動向
2. 保税制度に関するニーズ
3. 諸外国の保税制度について
4. 貿易の円滑化に向けた税関保税部門のスローガン

～利用者視点を意識した保税の“SMART”な対応～

- ① **S** 課題の解決方法を主体的に提案(Suggest)し、地域の期待に応える。
- ② **M** 倉主は取締に協力頂くパートナー。税関からも倉主の取組に協力し、良好な関係(Mutual-Benefit)の構築を。
- ③ **A** 利用者から相談を受けた際は、責任を持って担当部門に繋ぎ、調整(Arrange)する。
- ④ **R** 過度に厳格な対応を求めていないか、簡素化・平準化の観点から慣例を見直す(Reconsider)。
- ⑤ **T** 人材育成(Training)の機会を創出し、保税業務の担い手の確保を目指す。